

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 肝付風力発電
事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年8月2日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 肝付風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県肝属郡肝付町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大43,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月22日
環境大臣意見受理	令和2年 8月28日
経済産業大臣意見発出	令和2年 9月17日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月28日
住民意見の概要等受理	令和3年 4月15日
鹿児島県知事意見受理	令和3年 7月14日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 8月 2日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742（直通）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 肝付風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び附帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、天然記念物のヤマネをはじめ重要な動植物の生息・生育地となっている可能性があることから、これらに対する調査を実施する際には、定量性が確保されるように適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺は、地区固有の種であるミカゲサワガニ等の重要な水生生物の生息地になっている可能性があることから、必要に応じて調査地点の追加を検討すること。
5. 風力発電設備等の設置に伴う森林伐採により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(鹿児島県知事からの意見書の写しを添付)